

国土交通省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び関係団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
	区分	分野									団体名	支障事例	各府省からの第1次回答	見解	補足資料	
265	地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」における所有者の所在を特定する手段拡大	所有者等の所在をより円滑に把握するため、空家法第10条第3項に基づく市町村からの求めに応じて、郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること。	【現状】所有者等を通知するための手段として、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)第10条や空家法等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下、「指針」という)に基づき、固定資産税情報や登記情報・住民票・戸籍等を利用することが認められている。 【支障事例】府内では、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出しており、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等を利用してもなおその所在の特定が困難となっている事例がある。 その際、複数の市町村において、空家等の所有者の所在を通知し、直接改善を働きかけるための手段として、空家法第10条第3項の規定に基づき、郵便転送情報の利用を所管郵便局に要請したものの、個人情報であることを理由に提供困難との見解であった。 また、平成29年5月に総務省より、「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(総務省告示第167号)」とその解説書が发出されており、その中において、個人情報の第三者提供の制限の例外事例が示されている。しかし、具体的事例に、空家の所有者を特定する場合が含まれておらず、個人情報の第三者提供制限の例外の適用範囲内か定かではない。	従来通知できなかった空家等の所有者等の所在が通知されることにより、直接改善等の働きかけが可能となり、住環境の改善等が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項	個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	大阪府、兵庫県、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪府、堺市、多治見市、前橋市、新潟市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市	一	いわず、ひたすらなか市、船橋市、川中野市、多治見市、前橋市、新潟市、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市	○近隣住民より空き家の不法投棄についての連絡を受け、所有者に適正管理を依頼するたため、登記簿本、住民票、戸籍簿本を取得したが、所有者の住所は当該空き地のものしか把握できなかった。やむを得ず当該空き地までに文書を送付したところ、送達されなかった。転送されたものと想定されたが、転送の住所が不明で把握できず、それ以上の対応は求めなかった。上記の事例では、所有者あて文書の転送が把握できなかったことで対応がストップしてしまっが、郵便事業者から郵便転送情報の取得が可能になれば、空家等の状況を所有者側に通知することができるとし、住環境改善等に図れる可能性が広がることとなる。また、上記の事例は空き家のたれ現段階では特措法の対象外だが、今後も同様の事例が発生することが想定されるため、本制度改正による郵便事業者の郵便転送情報提供は空き地に対象として欲しい。 ○空家の所有者等を把握するため、固定資産税情報等について照会を行っているが、空家にも関わらず、その所在地が現住所のままだとなっているケースがある。この場合、郵便局に転送届が提出されているが、期間の限定ではあるが、現住所から郵便物が転送されることから、空家の所有者等の所在の特定への有益な情報となる。仮に、空家の所有者等が郵便物が転送先へ転送される場合において、行政側から求めが現時には、それに応じて、その所在地を情報提供できるように欲しい。 ○当市でも同様に住民票を置いてまま転出したために空家等の管理者等を通知できない事例が存在する。空家等の所有者等へ指導するための調査手段が拡充されることが望ましい。 ○当市においては、空家等の所有者等に適正管理を促すため、固定資産税の課税情報などから所有者を特定し、所有者へ文書で改善を依頼しているが、所有者の所在が特定できない空家の事例も増加している。このような場合は、文書が来送返となるか、他の住所へ転送し、正確な現住所を把握することが困難となる。このため、転送先の情報を入手することによって、所有者の正確な現住所を把握し、適正管理の依頼や空家等に関する情報の提供が可能となる。 ○既に挙げられている支障事例と同様に、空家の所有者等の所在を、登記・住民票・戸籍・課税・国民健康保険・介護保険等の情報を調査しても原則上、空家の所在地を特定することができない等、判明しない事例がある。郵便物の転送情報がわからず、空家の現住地に転送されているものと推測され、転送先情報が所有者等の所在確認に重要な情報であるといえる。なお、当市では、約2,800件の空家のうち、500件の調査をしたところ、このような事例が約400件あり、適正郵便局へ空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づき調査を実施しようとしたところ、憲法第21条(通信の秘密)を理由に断られた経緯がある。 ○当市でも空家等の所有者等が住民票を移動させずに転出や転居している事例があり、空家等の適切な管理を促すため、文書を送付すると郵便局において転送先相手方に転居届の提出の、所在が特定できないため、所有者等と対面して直接改善を働きかけることができます。対応に苦慮するという同様の支障事例が生じている。また、今後は、空家等の利活用においても、所有者等の意向確認などで連絡を取ることができず同様の支障事例が生じることが懸念されることから、郵便転送先の住所情報の提供は、空家対策に有効であると考えます。 ○当市においても、空家等の所有者が住民票の居住地を空家等においたまま、介護施設に入所している場合があり、入所している施設の間接的な情報から、空家等対策の推進に関する特別措置法10条の対象となる国土交通省に問い合わせた結果、「居住地は住民票に記載されている場所であり、住民票のない介護施設は適用外となる」と回答されたことから、特定が困難になっている事例があり、空家等の所有者の所在を通知し、直接改善を働きかけるための手段に苦慮している。 ○明らかに居住が困難である空家を住所としている者に対し、住宅の状態を知らせる通知を郵送した結果、郵便局から送達されない事例があり、郵便転送情報を基に転送されたこととみられる。しかしその転送先は不明であるため、他に情報がない場合、直接改善を働きかける際に支障となる恐れがある。 ○当県内においても、固定資産税情報等を利用してもなお所有者の所在が特定が困難となっている事例があり、「郵便事業者が郵便転送情報を提供できるようにすること」は所有者特定を円滑に進める一助となると考えます。 ○住民票を空家住所に置いたまま転出・転居している場合、固定資産税情報においても住所が把握できず、所有者の住所特定が困難な事例がある。郵便物の転送情報は、所有者の所在特定において極めて有効な情報であることから、郵便事業者からの情報提供を求めることができるようにすべきと考えます。 ○当市においても、所有者が住民票を移動せず施設等に入所しているなどの事例が多い。近隣住民や関係者への転居動向などは把握しているが、緊急時等に所有者と連絡がとれないといった事態も想定され、郵便転送情報の利用は有効な手段であると考えます。 ○当市においても、支障事例と同様に所有者の所在の特定が困難である事例がある。空家が対策の一環として、所有者と連絡をとることにより、空家が適切に管理されるようになった事例は多い。そのため、制度が改正され、所有者の所在が特定されることにより、住環境の改善が図れると考えます。 ○所有者等の認知には大変な努力を要すること。また、利用できる情報をもっとも有用な情報とならないことがあるため、郵便転送情報の利用は空家等の状況改善に資する意味は大きいものと考えます。 ○空家等の所有者が転居等の届出をしないまま居所を移動している事例があり、電話等の連絡先も不明なことから、改善を依頼することもできない状態である。郵便の転送情報が利用できれば、所有者等へ空家等の現状説明や改善の依頼により、住環境の保全に期待が持てる。 ○所有者が住民票を移動させずに転出している場合は苦慮しているところである。法的根拠がない限り、郵便事業者が情報提供することは難しいと思われる。 ○種々な事例があり郵便転送手続きをしている人もいると思われるが、郵便転送情報の利用により所有者等の所在を特定でき、直接働きかけ改善に向けて設備することができれば早急な問題解決につながる。一定の条件をつけてもよい郵便転送情報の利用ができるよう強く要望したい。 ○当市においても、所有者や管理者が住民票を移動させずに転出している事例は多く、固定資産税情報や登記情報、住民票、戸籍等に加え、郵便転送情報を利用することは、所有者等の所在を把握する手段として有効であるといえる。	各府省からの第1次回答	【個人情報保護委員会】 ・個人情報保護法上、「法令に基づく場合」には、個人データを第三者提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得ることは求められていない(同法第23条第1項第1号)。 ・仮に、郵便事業者が空家法第10条第3項に基づき「その他の者」に該当すると判断される場合には、本人同意がなくても郵便事業者が市町村長に対して当該空家の所有者等の転居先情報を提供することについて、個人情報保護法上の問題は無いと考えられる。 【総務省】 郵便法においては、第8条第1項で信書の秘密を確保することが、同条第2項で他人の秘密を守ることが規定されています。郵便の転送情報については、これまで信書の秘密・他人の秘密に該当するものとして取り扱われていることから、同情報を提供することについては慎重に対応すべきと考えています。 なお、郵便の転送情報が信書の秘密に該当することについては現在係争中と承知しています。 【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要が係るときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対し、空家等の所有者等の把握に關し必要な情報の提供を求めることができる。」と規定されており、ここでいう「その他の者」として、郵便事業者から情報提供を求めることは可能である。	個人情報保護委員会や国土交通省の回答では現行規定に基づき情報提供を求めることは可能とされたが、郵便事業者を所管する総務省の回答は「慎重に対応すべき」であり、郵便の転送情報が信書の秘密に該当することについては現在係争中とある。裁判所の見解として、転居届に記載された情報が「信書の秘密」に該当せず、「信書の秘密」にも該当しないこととなった場合には、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改定など、情報提供に向けた対応をされた。 加えて、現時点においても、本人の同意を得れば郵便情報を提供することは可能であることを周知するなど、市町村が空家対策を推進するために必要な場合における協力をお願いする。	一

国土交通省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月13日閣議決定) 記載内容 ※平30対応方針(平30.12.23閣議決定)に記載があるものは当該趣旨を<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【船橋市】 空家等対策においては、所有者の所在の把握が困難を極め、対策が遅れてきたことから、空家法で税情報の内部利用を可能とする条文を規定する等、これまで取得できなかった情報を取得可能とした経緯がある。こうした経緯からも、郵便事業者がらつ転送情報も該当させるべきと考える。については、転送先情報の開示が可能となるよう、空家法第10条の改正または、郵便法第8条の改正を強く求める。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>【個人情報保護委員会】 ・個人情報保護法上、「法令に基づく場合」には、個人データを第三者提供するに当たり、あらかじめ本人の同意を得ることは求められていない(同法第23条第1項第1号)。 ・仮に、郵便事業者が空家法第10条第3項に基づく「その他の者」に該当すると判断される場合には、本人同意がなくとも郵便事業者が市町村長に対して当該空家の所有者等の転居先情報を提供することについて、個人情報保護法上の問題は無いと考えられる。 【総務省】 郵便の転送情報については、信書の秘密に該当することについて現在係争中と承知しており、今後、個人情報保護委員会及び国土交通省の回答並びに当該係争状況を踏まえて、検討を行ってまいりたいと考えております。 【国土交通省】 空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項において、「市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に關し必要な情報の提供を求めることができる。」と規定されており、ここでいう「その他の者」として、郵便事業者から情報提供を求めることは可能である。</p>	<p><平29> 6【国土交通省】 (2)郵便法(昭22法165)、個人情報の保護に関する法律(平15法57)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空家等の所有者等の把握に關し必要な情報として郵便の転送情報を求めた場合の取扱いについては、当該情報の信書の秘密への該当性に留意しつつ、当該情報提供の可否及び「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平20総務省)等の改正について、引き続き検討する。 (関係府省:個人情報保護委員会及び総務省) <令元> 5【国土交通省】 (2)郵便法(昭22法165)、個人情報の保護に関する法律(平15法57)及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) 市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき空家等の所有者等の把握に關し必要な情報として日本郵便株式会社に提供を求めた郵便の転送情報については、一定の条件を満たす場合に市町村への提供が可能であることを「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成29年総務省告示167号)の解説において明確化し、市町村及び日本郵便株式会社に令和元年度中に周知する。 (関係府省:個人情報保護委員会及び総務省)</p>	<p>郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説等 令和2年3月</p>	<p>【措置済み】 「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成29年総務省告示167号)の解説において、市町村(特別区を含む。)が空家等対策の推進に関する特別措置法10条3項に基づき空家等の所有者等の把握に關し必要な情報として日本郵便株式会社に提供を求めた郵便の転送情報については、一定の条件を満たす場合に市町村への提供が可能であることを「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成29年総務省告示167号)の解説において明確化(令和2年3月1日付)。 また、同ガイドラインの解説の更新内容について、国土交通省から各都道府県及び各指定都市に対して事務連絡(「空家対策等における「郵便転送情報の取扱い」について情報提供(平成29年地方分権改革提案事項)」を発出(令和2年3月3日付)するとともに、総務省から日本郵便株式会社に對しても周知済み(令和2年3月2日付)。</p>		

国土交通省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び関係団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
5	日 地方に対する規制緩和	土木・建築	建設業法において国土交通大臣に提出する許可申請書その他の書類について都道府県知事を経由しなければならぬこととされている建設業法第44条の4の規定を改正することにより、都道府県の經由事務を廃止し、国土交通大臣への許可申請書その他の書類の提出先を所管の地方整備局等に一本化することを求める。	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県を経由して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月数百件に及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 都道府県を経由して提出される国土交通大臣の経営事項審査申請書及び再申請書が毎月数十件(年間数百件)に及び、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。 許可申請書及び届出書の提出先は都道府県、確認書類の提出先は地方整備局等に直接送付となっているが、申請者からは、窓口が一本化されておらず分かりにくいといった苦情がある。 国土交通大臣許可申請又は経営事項審査の申請にあっては登録免許税又は収入印紙を、都道府県知事許可又は経営事項審査にあっては票収入証紙を書類に貼り付けて提出することとされているが、窓口が都道府県となっていることから申請者が混同し、国土交通大臣の申請書に誤って県の収入証紙を貼りつけて提出されたケースが発生している。 都道府県が申請書提出後の書類審査等の進捗状況について申請者から問い合わせを受けることがあり、地方整備局に問い合わせるよう案内をしても、都道府県が関知していないことについて理解が得られなかったケースがあったなど申請者側が混同している事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請書その他の書類の受付窓口が一本化されることで申請者にとって分かりやすくなり、また、許可申請にあっては、都道府県の進達期間(標準処理期間30日)がなくなることで、許可決定までの審査期間の短縮化が図られ、申請者の利便の向上に繋がる。同時に、経営事項審査においても、都道府県の進達期間がなくなり、審査結果の通知までの迅速化が図られ、建設業者の利便の向上に繋がる。 	建設業法第5条、第11条、第12条、第27条の26、第27条の28、第27条の29、第44条の4建設業法施行規則第6条、第7条の2、第8条、第11条、第19条の6、第20条、第21条の2	国土交通省	神奈川県	—	<ul style="list-style-type: none"> 岩手県、滋賀県、京都府、福根県 <p>○国土交通大臣の許可申請書又は経営事項審査の申請書に、申請者が県の収入証紙を張り付けてしまった事例がある。</p> <p>○申請者が、書類審査の進捗状況について県に問い合わせることがあり、地方整備局に直接問い合わせるように入念に伝えている。</p> <p>○県を迂回して提出される国土交通大臣の許可申請書及び届出書が毎月20～30件程度あり、書類管理や整理、発送事務の負担が生じている。</p> <p>○申請者の提出した書類が地方整備局に届くまでに時間が空くため、申請者は提出したつもりでも、まだ地方整備局に届いていないことがあった。</p> <p>○受付窓口が地方整備局に一本化されることで、県からの進達期間(標準処理期間30日)が短くなるので、許可決定までの迅速化が図られ、関係書類の地方整備局への到達も確実となり、申請者の利便向上に繋がる。</p> <p>○国土交通大臣許可及び経営事項審査の申請書の提出先が都道府県になっていることから、申請者から都道府県に対して申請、届出に関する問い合わせがあるなど、申請者等が混同している事例がある。</p> <p>○国土交通大臣許可の申請、届出に際し、県の様式を使用しているなど、申請者等が混同している事例がある。</p> <p>○本県では郵送または窓口で受付をしているが、郵送の場合、直接所管の地方整備局に郵送する場合と比べて申請者側の負担が少なくなっている訳ではない。また、窓口での受付の場合も、都道府県が指示する場合は少なく、来庁の必要性が高いことが多い。</p> <p>○従たる営業所が地方整備局付近にあるにもかかわらず、必ず主たる営業所の所在する都道府県を経由しなければならないのは申請者等にとって負担が大きいため、所管地方整備局に直接、申請書等を持っていくことができる仕組みがあつていかなるべきである。</p> <p>○当県内に本店を置く大臣許可業者は、約200社程度であるが、建設業許可・経営事項審査に係る書類の提出数は、年間数百件もあり負担が生じている。</p>	<p>申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点から、郵送ではなく対面での提出を求めている場合が多い。この点、ブロックごとに設置されている地方整備局ではなく都道府県の窓口において書類を提出できるようにすることで、書類提出に係る申請者の負担の軽減が図られる。仮に、都道府県の經由事務を廃止した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除いた大半の申請者にとっては、申請に係る負担が増大することから、「住民の利便性の向上」とは逆行する。こうした都道府県の經由事務は、建設業のみならず様々な行政分野においても同様に関連している。</p> <p>また、建設業法上、都道府県知事は自らが許可を与えた建設業者のみならず、当該都道府県において営業を行う国土交通大臣の許可を受けた建設業者についても、指示処分又は営業停止処分を行うことができることとなっており、申請書類の提出が都道府県経由であることで、都道府県知事は当該申請書類の写し等をもとに処分対象となる建設業者に対して必要な情報を速やかに把握することができ、処分を迅速に行うことができる。</p> <p>加えて、このような都道府県の經由事務を廃止したとしても、都道府県が30日の標準処理期間で行っている申請書類の形式的審査等の事務を地方整備局が行うこととなるだけであり、「標準処理期間30日なくなる」とのご指摘はあたらない。</p> <p>なお、書類作成に係る申請者の負担軽減を図る観点については、行政手続部会においても検討が進められており、国土交通省においても申請者の負担軽減が効果的に図られるよう、電子申請への変更や申請書類等の簡素化も含めた建設業の許可申請等のあり方について総合的に検討しているところである。</p>	<p>国土交通大臣許可に係る經由事務は、内容の審査に及ぶものではなく、必要な様式(書類)が整っているかの確認を行うもので、対面での提出を求めるまでのものではない。</p> <p>実際に、本県では知事許可に係る更新申請及び各種届出について郵送での提出を認めているが、受け付けた申請等の中で、郵送提出も含め、必要書類未添付による手戻りはほとんど発生していない。</p> <p>經由事務を廃止すれば、法定様式による書類も確認資料もともに地方整備局に提出することができ、問い合わせ窓口も一本化され、申請者にとっての負担軽減になり、利便性はむしろ向上するといえる。</p> <p>また、建設業法施行規則改正により平成27年4月から、都道府県に申請書類の写しは提出されないこととなっているため、国土交通大臣許可業者に対し法第28条第4項、第5項による指示処分又は営業停止処分を行う際に、当該業者の申請書類の写し等をもとに処分を迅速に行うことができるというご指摘はあたらない。</p> <p>さらに、標準処理期間30日についてであるが、本県の場合、事務の便宜上、受け付けた申請書をまとめて発送(月2回発送)するためのいわゆる書類を保管している期間が大半を占めており、申請者が直接地方整備局へ提出することになれば、この期間は短縮されると考えられる。</p> <p>行政手続部会において電子申請や書類の簡素化等について検討していることは承知しており、申請者の利便性が向上することは歓迎されることではあるが、現に発生している事象は直ちに解消すべきであり、窓口の一本化は早急に行う必要があると考える。</p>	—		

国土交通省 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成29年12月25日閣議決定)記載内容 ※平30対応方針(平30.12.25閣議決定)に記載があるものは当該種類を<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【滋賀県】</p> <p>○ 經由都道府県による申請書等の不備の指摘については、国土交通大臣許可業者または国土交通大臣許可業者にならうとする者に対して都道府県の立場で不備等の指摘をする権限が明確でないこと、国と經由都道府県で申請書等の記載方法に多少の違いがあるために申請書等に列し型・經由都道府県でそれぞれ異なった指摘をして申請者が混乱させる恐れがあることなどの問題点があると考えます。</p>			<p>○都道府県における申請書の形式審査より地方整備局における申請書類と確認書類を突きながら行う内容審査の方が、補正頻度が高く、かつ重要と考えられ、形式審査のみのために都道府県を窓口とすることで社会的なコストも増すのであれば、經由事務を廃止して直接地方整備局に提出することすべきではないか。</p> <p>○經由事務を廃止すると各地方整備局から遠い申請者にとって不利益になるところだが、現在も地方整備局への確認書類の提出は直接郵送によるところが多く、申請書の提出も同様に直接整備局に郵送することは可能ではないか。その方が、提出先が一本化され、処理日数も短縮され、申請者の利便に資するのではないか。</p> <p>○電子申請化の実現まで都道府県經由事務を現状のままとすべきではなく、また、電子申請化が実現しても紙ベースでの申請も残るならば、現時点で都道府県經由事務の在り方を見直すべきではないか。</p> <p>○電子申請化に向けた予算要求の状況及びスケジュールは如何。</p>	<p>○現在、政府全体の重要課題である「建設業の働き方改革」の実現に向け、建設業における長時間労働の是正や生産性の向上に資する取組を推進するため、建設業の許可申請等のあり方についても、申請者及び審査行政の双方の負担を軽減する観点から、申請書類の簡素化や電子申請化に向けた検討・調査を行うこととしており、平成30年度予算編成要求の中で必要経費を盛り込んだところである(2億円内数)。</p> <p>今後、電子申請化により、オンライン上で申請書類等の形式審査を行うことができるようになれば、都道府県經由事務についても、その大幅な改善が期待されることから、電子申請化等に向けた総合的な検討の中で、經由事務のあり方も含めた議論を行っていくこととした。</p> <p>○なお、申請書類については、不備があった場合の手戻りを防ぎ、審査を効率化する観点や、許可手数料収入印紙の貼付の有無等に伴う申請者側とのトラブルを防止する観点からも、郵送ではなく対面での提出を求めている場合が多い。この点、地方ブロック毎に設置されている地方整備局ではなく都道府県の窓口において書類提出できるようにすることで、申請者の負担軽減が図られている。</p> <p>仮に、直ちに、都道府県の經由事務を廃した場合、地方整備局の近辺に所在する者を除いた大半の申請者にとっては、申請負担が増大し、「住民の利便性の向上」と逆行する。</p>	<p><平29></p> <p>6【国土交通省】</p> <p>(3)建設業法(昭24法100)</p> <p>二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する一方で、地方公共団体及び事業者の意見を聴きつつ、申請手続の電子化に関する検討を併せて検討し、平成30年中を目途に結請を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><平30></p> <p>6【国土交通省】</p> <p>(2)建設業法(昭24法100)</p> <p>二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)については、廃止する。</p> <p>その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を經由して国土交通大臣に提出することも可能とする。</p>	法律	令和2年4月1日	平成30年12月25日「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県經由事務(44条の4)」については、廃止する。その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を經由して国土交通大臣に提出することも可能とする。旨を閣議決定。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第9次地方分権一括法案)」について第198回国会に提出、令和元年5月31日に成立。令和2年4月1日施行。	